

# 公益社団法人沖縄市シルバー人材センター 訪問介護員等就業規約

## (目的)

第1条 公益社団法人沖縄市シルバー人材センター（以下「センター」という。）指定訪問介護・介護予防訪問介護に従事する会員（以下「訪問介護員等」という。）の適正かつ円滑な事業を図るためその就業に関する事項を定めるものである。

## (仕事に取り組む理念)

第2条 訪問介護員等は、指定訪問介護・介護予防訪問介護計画に則り、指定訪問介護・介護予防訪問介護に従事するにあたってはシルバー人材センター福祉・家事援助サービス憲章（別紙）を遵守しなければならない。

## (健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第3条 センターは、その受託した仕事との関係において、会員の安全就業、事故防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供する。

## (就業上の留意事項)

第4条 訪問介護員等は次の点に留意して就業にあたるものとする。

- (1) センターから提供された仕事については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に基づき誠実に履行する。
- (2) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供をすること。
- (3) 指定訪問介護・介護予防訪問介護事業に関する運営規程を遵守する。
- (4) 利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。
- (5) 居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービス機関との密接な連携に努めるものとする。
- (6) 就業上知り得た利用者又はその家族の秘密や不利益になることは他に漏らさないこと。
- (7) サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておかなければならない。
- (8) 利用者が身体や健康状態が異常となる等、もしくは第6条に相当する事故が発生する等の不測の事態が発生したときは、ただちにセンターに連絡を行う等の応急措置をとること。

## (傷害保険)

第5条 訪問介護員の就業中などにおける死傷病については「シルバー人材センター

団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 訪問介護員等又は訪問介護員等の家族は、事故後遅滞なくその内容をセンターに届けて指示に従うこと。

(損害賠償保険)

第6条 訪問介護員等が就業中、利用者又は第3者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター介護支援事業者賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

- 2 訪問介護員等の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用管理に起因する賠償責任が発生したときは「シルバー人材センター介護支援事業者賠償責任保険」で担保できない賠償は、訪問介護員等が負うものとする。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。